

情 個 審 第 3 3 号

令和7年11月20日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和5年12月6日付け原対諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「原子力災害にかかる広域避難計画勉強会の配布資料および会議録 2013年度～2022年度分」部分開示決定に係る審査請求事案

(情報公開諮問第220号)

(情報公開答申第190号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が令和5年5月11日付け原対指令第3号により行った部分開示決定については、別表の「開示相当部分」欄に掲げる部分について、これを取り消し、当該部分を開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和5年3月17日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「原子力災害にかかる広域避難計画勉強会の配布資料および会議録 2013年度～2022年度分」

### 2 実施機関の決定及び通知

令和5年5月11日、実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る行政文書として、別表の「行政文書の名称」欄に掲げる行政文書（以下「本件部分開示文書」という。）を特定した上で、同表の「実施機関が開示とした部分」欄に掲げる部分を、同表の「不開示とした理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け原対指令第3号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年8月9日、審査請求人は、本件部分開示文書のうち、別表の文書番号2、9、10、12、13、15、16、18、19、20、23、24、26、28、31、33、34、37、39、40、41、42、43、44、46、48、49、50、51、52、54、55、56、57、58、59、61（以下「本件審査請求対象文書」という。）の全部開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分における不開示部分のうち、本件審査請求対象文書の不開示を取り消し、開示の裁決をするよう求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 原子力災害に係る広域避難計画に係る勉強会は、日本原電東海第二発電所等の事故に備えた実効性ある避難計画の策定に関して、県と市町村や関係者が課題を抽出し、解決に向けて情報共有や意見交換を行う場となっている。当勉強会は広域避難計画の実行性を高めるための重要なプロセスであり、その議論の結果は県民の生命、財産の保護に直接関わるため、非常に関心の高いところである。茨城県内において、避難元自治体及び避難受入自治体が存在することから、当該自治体住民には広く情報が共有されるべきである。
- (2) 「市町村の発言の一部」を不開示とすることは策定過程の透明性について、県民の不信を招くものである。また、「安定ヨウ素の緊急配布場所（案）」、「避難退城時検査場所」、「代替道路」、「緊急輸送バスの要請及び配車に係る手引者」、「原子力災害時における必要要員数（見込み）」、「民間企業の防護措置」について、「協議前の精査されていない不確定な情報を正式なものと認識されてしまう」と不開示の理由にあるが、協議中の情報であることは勉強会の経過を見れば明らかである。県は各種計画を策定する際に、審議会の公開やパブリックコメントを行って最終決定ではない案を示し、県民から寄せられた意見を反映して案を修正して決定することを通常行っている。広域避難計画の場合にも、策定過程の情報を不開示とすることは、逆に県民の行政への不信を招くものである。

さらに、「法人の避難計画の策定等に関する情報」を不開示としているが、病院、社会福祉施設、保育所、幼稚園、私立学校の利用者や通学・通園児童生徒は一般の県民であり、それらの法人の避難計画の策定状況は広く県民に情報公開されるべきである。

加えて、「法人の事業スケジュールに関する情報」が不開示となっているが、この場合の法人とは原子力発電所や試験研究炉であり、これらの法人の事業によって県及び市町村は広域避難計画の策定を求められているのであるから、これらの法人の事業スケジュールを不開示とすることが合理的であるとはいえない。
- (3) 原子力災害時における県民の避難には、県民の深い理解が不可欠であり、県民一人ひとりが非常時にとるべき行動を認識するためには、その策定の過程も含めて県民に広く公開されるべきである。その過程が公に開示され十分な議論が尽くされることにより、県民の真の理解を得ることができ、実効性ある避難計画が策定できるものである。その過程を不開示にすることは、逆に県民の大きな不安を招くもので、行政のアカウンタビリティの

観点からも積極的に情報公開されるべきものである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分の理由について

###### (1) 不開示情報該当性について

以下においては、本件処分に係る不開示情報の該当性について述べることとし、不開示情報に該当する箇所については、別表の「文書番号」欄の記載に従って記載することとする。

###### ア 条例第7条第3号ア該当性について

本件処分において、条例第7条第3号アを理由に不開示とした下記の不開示情報は、法人の運営や避難計画の策定に関する情報であり、これを公にすると、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、例えば、福祉施設等への入居を検討している者に対し、本来であれば公にされていない施設ごとの要配慮対象者数(避難や一時移転の際に福祉車両が必要となる人数)、避難先の確保や避難計画策定の状況など、入居先の選定に影響を与える情報が提供されることとなる。

さらに、法人の避難計画の策定は、その施設の入居者数やスタッフの状況、提携先があるかどうかなど、策定の難易度が施設ごとに異なることが想定される中、策定状況を公にすることは、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものである。

また、同号ただし書には、同号アに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する旨規定されており、これに該当するか否かは、開示されることにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益を比較衡量して判断すべきと解される。

法人の避難計画については、法的義務ではないものの、施設管理者の責務として、より円滑に避難できるよう、「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」において策定を求めているものであり、避難に関することが定められている。一方で、原子力災害時への備えは、法人の避難計画のみをもって成されるものではなく、自治体の策定する地域防災計画や広域避難計画、原子力事業者の安全対策、国の関係省庁及び実働組織の対応など、総合的に図られるべきものであり、また、法人においても避難計画が策定されていないことと、災害時に法人が何も行わないことは同義ではない。

これらを踏まえ、両者の利益を比較衡量した上で、当該不開示情報が

開示されることにより保護される利益が、不開示とすることにより保護される利益に勝るものとは認められなかったことから、同号ただし書には該当しないと判断したものである。

なお、審査請求人は「病院、社会福祉施設、保育所、幼稚園、私立学校の利用者や通学・通園児童生徒は一般の県民であり、それらの法人の避難計画の策定状況は広く県民に情報公開されるべき」と主張しているが、当該法人の利用者や通学・通園児童生徒が一般の県民であるからといって、ただちに当該法人の自由な事業活動を保護すべき利益が損なわれるものでない。

したがって、当該不開示情報は、同号アに該当し、また、同号ただし書に該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
3 1	バス・福祉車両の台数推計/病院・社会福祉施設の計画策定状況	病院・社会福祉施設毎の数値、避難先の確保及び避難計画の策定状況
4 1	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(東海地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
4 2	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(大洗地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
4 3	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況
4 4	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況
4 9	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(東海地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
5 0	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(大洗地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
5 1	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況
5 2	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況

5 6	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(東海地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
5 7	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(大洗地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況
5 8	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況
5 9	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況
6 1	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称等に係る記載

イ 条例第7条第3号イ該当性について

本件処分において、条例第7条第3号イを理由に不開示とした下記の不開示情報については、県から法人に対し、行政事務を行う上で必要である情報として提供を依頼し、当該法人から公にしないとの条件で任意に提供され、県もそれを了承の上、得た情報である。

さらに、当該情報については、公にする時期や方法、程度などを含め、法人における高度な経営判断に基づき公にしている重要な情報であり、その中には、どの時点でどう考えていたか、という点も含まれるものと認識している。

また、同号ただし書の該当性については、当該情報は法人における今後の業務スケジュールであり、経営上重要な情報ではあるものの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に公にすることが必要な情報ではなく、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される利益を比較衡量した上で、公にすることが必要であるほどの特別な理由は認められないと判断したものである。

なお、審査請求人は「この場合の法人とは原子力発電所や試験研究炉であり、これらの法人の事業によって県及び市町村は広域避難計画の策定を求められているものであるから、これらの法人の事業スケジュールを不開示とすることが合理的であるとはいえない」と主張しているが、当該法人が行う事業によって広域避難計画の策定が求められているという事実があるからといって、ただちに法人から提供された当該情報を保護すべき利益が損なわれるものでない。

したがって、当該不開示情報は、同号イに該当し、また、同号ただし書に該当する事情も認められないことから不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
24	試験研究炉等「屋内退避及び避難誘導計画」策定までの調整事項(案)について	スケジュール(予定)に係る記載
28	策定までのスケジュール(案)	第4四半期のスケジュールに係る記載
39	市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	1～3月のスケジュールに係る記載
40	【令和2年度】市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	2月、3月のスケジュールに係る記載

ウ 条例第7条第5号該当性について

(ア) 本件処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県と市町村の内部及び相互間において、原子力災害時の避難計画を策定するために必要な知識、考え方を蓄積・共有する目的で開催している県と市町村の勉強会での発言に関する情報であって、当然、記載された発言は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

県と市町村の勉強会においては、当事者間以外には公表されないという信頼関係を前提として率直な意見交換がなされている。このため、当該不開示箇所のような発言を得られたものであり、これを一方的に公にすることは、当事者間の信頼関係を損ない、今後の県及び市町村間の忌憚のない意見交換を行うことができなくなるだけでなく、原子力災害時の避難計画の策定等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の不信を招くもの」にはあたらない。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
2	平成27年度第2回市町村勉強会(議事メモ)	市町村発言の一部

(イ) 本件処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、安定ヨウ素剤の緊急配布場所に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたもので

はなく、意思形成過程の情報である。

原子力発電所から30キロメートル圏内に全国最多の住民を抱えている本県各自治体においては、住民をできるだけ円滑に避難させるための体制を構築することが必要であり、そのためには、直接的に避難ルートに関係する安定ヨウ素剤の緊急配布場所等については、住民に対して誤解なく理解されるよう、正確な情報を発信していかなければならない。

さらに、安定ヨウ素剤については、原子力発電所等で事故が発生した場合、放出された放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを低減するため、放射性ヨウ素が体に取り込まれる前に服用するなど、服用のタイミングが重要である。

本件開示請求に係る行政文書について、住民避難の実施主体である市町村に対し意見聴取を行ったところ、行政文書に記載された情報は現段階で未成熟、かつ市町村において検討中の情報であり、今後決定する実際の配布場所と異なる場合も想定されていた。

そのため、当該不開示情報を公にすることは、協議前の精査されていない安定ヨウ素剤の配布場所を正式な配布場所として県民に誤解されてしまい、実際には安定ヨウ素剤が配布されない場所であるにもかかわらず、安定ヨウ素剤を受け取りに行ってしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、今後の円滑な避難体制の構築に支障が出るおそれがあると判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらず、むしろ未成熟な不確定情報が不当な混乱を生じさせるおそれがあると認識しながら公にすることが行政への不信を招くものである。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

ただし、文書番号54の不開示情報のうち、常陸太田市の避難退域時検査場所に係る情報については、本来公にしている情報であることから、開示するものとする。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
9	3(2) 安定ヨウ素剤の緊急配布について	緊急配布場所(案)、配付体制
13	安定ヨウ素剤緊急配布場所方針(案)	緊急配付場所(案)の施設名
20	安定ヨウ素剤の緊急配布場所(案)	緊急配布場所案の施設名

2 3	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案
3 3	市町村の地区毎の避難者数、一時集合所、検査場所、避難先 整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先市町村名 【大洗町】避難先自治体名・中継所兼避難所・避難所（１）（２）（３） 【常陸太田市】避難退域時検査場所(サブ検査場所)及び代替経路
5 4	市町村の地区ごとの避難者数、一時集合所、検査場所、避難先 整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先自治体名 【大洗町】避難先自治体名・中継所兼避難所・避難所（１）（２）（３） 【常陸太田市】避難退域時検査場所(サブ検査場所)及び代替経路
5 5	安定ヨウ素剤の緊急配布場所	表題を除く全て

(ウ) 本件処分において、条例第 7 条第 5 号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、避難先自治体や避難代替経路など避難計画に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

原子力発電所から 30 キロメートル圏内に全国最多の住民を抱えている本県各自治体においては、住民をできるだけ円滑に避難させるための体制を構築することが必要であり、そのためには、直接的に避難ルートに係る避難代替経路、一時集合所等については、住民に対して誤解なく理解されるよう、正確な情報を発信していかなければならない。

本件開示請求に係る行政文書について、住民避難の実施主体である

市町村に対し意見聴取を行ったところ、行政文書に記載された情報は現段階で未成熟、かつ一部市町村においては検討中の情報であり、今後決定する実際の避難先自治体や避難経路等と異なる場合も想定されていた。

当該不開示情報を公にすることは、協議前の精査されていない避難先等を正式な避難先等として県民に誤解されてしまい、実際には避難所として開設されない場所であるにもかかわらず、避難に向かってしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、今後の円滑な避難体制の構築に支障が出るおそれがあると判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらず、むしろ未成熟な不確定情報が不当な混乱を生じさせるおそれがあると認識しながら公にすることが行政への不信を招くものである。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

ただし、文書番号10、33、54の不開示情報のうち、常陸太田市の避難退域時検査場所に係る情報については、本来公にしている情報であることから、開示するものとする。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
10	避難経路案(県広域避難計画改正用)	【常陸太田市】 避難退域時検査場所、代替道路
33	市町村の地区毎の避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先市町村・名 【大洗町】避難先自治体名・中継所兼避難所・避難所(1)(2)(3) 【常陸太田市】避難退域時検査場所(サブ検査場所)及び代替経路

5 4	市町村の地区ごとの避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先自治体名 【大洗町】避難先自治体名・中継所兼避難所・避難所（１）（２）（３） 【常陸太田市】避難退域時検査場所(サブ検査場所)及び代替経路
-----	---------------------------------	---

(エ) 本件処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、一般的な民間企業における対応を想定し作成した防護措置に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

当該不開示情報は、検討のごく初期段階の情報であり、以後の調整によって相当程度変更されることが容易に想像できるものであり、現段階においても県、市町村、及び国その他の関係機関との検討は決着していない。

当該不開示情報を公にすることは、民間企業において誤解や憶測に基づき誤った防護措置が広まってしまう可能性があるだけでなく、県民に対し、関係者間で検討段階の防護措置が全ての民間企業であたかも統一的に行われているかのような印象を与えてしまい、実際には業務を継続するはずの民間企業が、業務停止し避難等を行ってしまうかのように誤解されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらず、むしろ未成熟な不確定情報が不当な混乱を生じさせるおそれがあると認識しながら公にすることが行政への不信を招くものである。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
1 5	民間企業の防護措置(案1)	表題、枠組み、参考を除く箇所

16	民間企業の防護措置(案2)	表題、枠組み、参考を除く箇所
18	民間企業の防護措置(案1)	表題、枠組み、参考を除く箇所
19	民間企業の防護措置(案2)	表題、枠組み、参考を除く箇所

(オ) 本件処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、原子力災害時の必要要員数に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

当該不開示情報は、市町村において、原子力災害時の必要要員数をどのように見込んでいくかを検討するためのものであるが、検討のごく初期段階、かつ現時点においても市町村で検討を継続している情報であり、今後の検討過程で相当程度変更されることが容易に想像できるものである。

さらに、原子力災害時には多くの要員が必要となるが、当然、市町村職員だけでは要員が不足することが想定され、他自治体、国、関係機関、原子力事業者などに協力を依頼する必要があることから、当該必要要員数については、今後、他自治体などに協力を依頼する際の基礎データとして使用することを想定している。

当該不開示情報を公にすることは、記載されている「必要数」が、協議前の精査されていない数値にもかかわらず、実際の原子力災害時の活動対応に真に必要となる人数であると、協力依頼先に誤認されてしまったり、必要数に対する「不足数」が、実際の原子力災害時の活動対応を行う上で、真に不足する人数であるものと県民に誤認されてしまったりするなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、今後の協力協議においても支障を及ぼすおそれもあるものと判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらず、むしろ未成熟な不確定情報が不当な混乱を生じさせるおそれがあると認識しながら公にすることが行政への不信を招くものである。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
26	原子力災害時における必要要員数(見込み)について	表題を除く全て
34	地域防災(地域の皆さまの避難行動等)に対する当社の考えと取り組み状況について	原子力災害時における必要要員数(見込み)の表題を除く全て
48	原子力災害時における必要要員数(見込み)について	表題を除く全て

(カ) 本件処分において、条例第7条第5号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県の広域避難計画の改定に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

当該不開示情報は、実際には県の広域避難計画として改定されていない内容、かつ現時点においても検討中の情報であり、今後の協議・検討の過程で相当程度変更されることが容易に想像できるものである。

そのため、当該不開示情報を公にすることは、広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など必要な事項を定めた広域避難計画が、実際には改定がなされていないにもかかわらず、このように改定がなされたものと誤認されてしまい、県民が誤った防護措置や避難行動をとってしまう可能性があるだけでなく、今後変更の可能性が高いと想定される計画案を公にすることで得られる県民の利益はなく、かつ未成熟な有益性のない情報が県民にもたらされることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断したものである。

したがって、同号に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
46	県広域避難計画改定の概要	改定の内容、理由及び新旧対照表の一部

エ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 本件処分において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、県が関係者と協議、交渉中である避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書、並びに県内の社会福祉協議会が保有する福祉車両台数に関する情報であって、当然、記載された検討及び協議に関する情報は精査されたものではなく、意思形成過程の情報である。

当該不開示情報に関連する背景として、平成30年7月当時、県とバス協会において、具体的な協力内容について更なる検討が必要であるとして、原子力災害時の緊急輸送に係る協定締結を見送った経緯があり、バス協会としっかりとした協力関係を築いていくうえでは、個々のバス事業者の理解促進が必要であるとの認識の下、県では現在まで継続して、バス事業者に対する研修等を実施してきている。

これを踏まえ、当該不開示情報を公にすることは、バス事業者や運転手など緊急輸送バスの運行に直接関係する者に対し、バスの要請及び配車に係る手順書や、県内の社会福祉協議会が現状保有するバスを含む福祉車両台数などの精査されていない未確定な情報が適切なプロセスを踏まずに、意図しない形で広がることとなり、関係者からの意見集約や、県と関係者の間で合意形成が困難となり、今後の協議、交渉に支障を及ぼす可能性があるなど、バス協会との協力関係を築いていくことが重要となる当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらない。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

文書 番号	行政文書の名称	不開示情報
1 2	避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書	表題、項目、「【参考】県内の原子力関係施設」並びに県内の社会福祉協議会が保有する福祉車両台数の調べの表題、項目名及び合計値を除く全て

(イ) 本件処分において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報を公にすることは、安定ヨウ素剤の保管場所を公にすることになるため、破壊行為、盗難被害など保管場所の安全確保に支障が生じる可能性があるなど、適切な保管体制の確保が重要となる当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものである。

また、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分を除き、当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらない。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
23	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案

(ウ) 本件処分において、条例第7条第6号を理由に不開示とした下記の不開示情報については、〇〇〇及び同〇市町村に係る安定ヨウ素剤の準備事務に関する情報であり、〇〇〇及び同〇内市町村に対し意見聴取を行ったところ、当該不開示情報を公にすることは、決定前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識され、安定ヨウ素剤の運搬、配付などの準備に関わる関係者の間に混乱が生じ、原子力災害発生後の速やかな配付体制の構築に遅れが生じる可能性があるなど、速やかな安定ヨウ素剤の配付が重要となる当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとされたものであり、この意見を尊重して判断したものである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、当該情報は適切に開示されていることから、審査請求人が主張する「県民の行政への不信を招くもの」にはあたらない。

したがって、同号本文に該当し、不開示とすべき情報である。

文書番号	行政文書の名称	不開示情報
37	「安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）」に関する調査結果について	調査結果のうち、〇〇〇の回答に係る記載

オ 条例第9条該当性について

条例第9条では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定されているが、これは、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上特別の理由が認められる場合に、実施機関がその行政的判断による開示を行うことができるようにするための条項と解される。

改めて、本件部分開示文書の開示又は不開示について検討を行ったが、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上特別の理由が認められる程度に特別な事情があるものとは認められず、同条には該当しないと判断したものである。

(2) 避難計画の検討状況の公表について

審査請求人は、本件審査請求において第3の2のとおり主張しているので、避難計画の検討状況の公表について述べると、原子力災害時における県民の避難には、県民の深い理解が不可欠であるが、そのうえで、避難計

画や原子力災害時の防護措置などに対する県民の理解促進のために共有すべき情報は、「実際の災害時にどう動くべきなのか」、「諸課題や一般的に懸念される事項についてどうなっているのか」という、ある程度整理が進んだ情報であり、今後の協議・検討の過程で相当程度変更される可能性が高い、検討のごく初期段階の情報を共有することは、誤解や憶測に基づき不当に県民の間に混乱を生じさせる可能性があることを認識している。

その認識の下、避難計画の検討状況について、関係者間で十分に精査、議論を行ったうえで、ホームページへの掲載や、県民向けの広報紙である「原子力広報いばらき」の戸別配布等を通じて広く公表し、県民からの意見も随時、募集しているところである。

また、不開示となる理由のある部分を除き、本件開示請求に係る当該情報は適切に開示していることから、審査請求人が主張する「その過程を不開示にすることは、逆に県民の大きな不安を招くもの」にはあたらず、むしろ今後の協議・検討の過程で相当程度変更される可能性が高い、未成熟な不確定情報を、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認識しながら公にすることは、行政への不信を招くものである。

## 2 結論

以上により、本件処分について、違法不当の点はないと考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件開示請求に係る行政文書の特定について

本件開示請求に係る行政文書は、平成27年4月24日から令和5年2月3日までの間の計25回分の茨城県広域避難計画に係る勉強会の配布資料及び議事録であると認められ、その内訳は、別表の「文書番号」欄及び「行政文書の名称」欄のとおりであると認められる。

### 2 本件処分の開示・不開示の判断の妥当性について

審査請求人は、本件審査請求対象文書の全部開示を求めていることから、以下、当審査会において本件審査請求対象文書を検分した結果を踏まえ、その不開示情報該当性について検討することとする。

#### (1) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号アにおいては、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財

産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、不開示情報から除くこととされている。

#### イ 病院・社会福祉施設等における避難に必要な車両台数等について

別表の番号31の文書の不開示部分には、病院・社会福祉施設等の入所者等を移送する際にバス・福祉車両（以下「避難車両」という。）が必要な者の人数（以下「輸送対象者数」という。）及び避難車両の必要台数の推計値に係る情報が記載されていることが認められる。

##### （ア）避難車両の必要台数について

###### a 市町村又は国立病院機構が経営する病院・社会福祉施設等（以下「公立施設等」という。）に係る部分

実施機関は、当該不開示部分のうち公立施設等に係る部分について、条例第7条第3号アに該当するとしているが、他の地方公共団体及び独立行政法人については、同号の対象から除かれていることから、当該部分は、同号アに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

###### b 公立施設等以外の病院又は社会福祉施設等（以下「民間施設等」という。）に係る部分

当該不開示部分については、県による調査の結果に基づき推計した情報であるところ、民間施設等においては、開示請求を受けた場合には開示される可能性があるとは認識せずに調査に回答したことが想定され、また、実施機関が各民間施設等に対して当該情報の開示・不開示について意見照会をしていないことを考慮すると、これを公にすることにより、避難車両の必要台数が多いほど避難がより困難であるとの印象を与え、当該施設の利用が避けられるなど、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

##### （イ）輸送対象者数

###### a 公立施設等に係る部分

当該不開示部分については、上記（ア）aのとおり、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

###### b 民間施設等に係る部分

当該不開示部分については、本件処分により避難車両の必要台数の積算方法が開示されているところ、輸送対象者数を公にすることにより、避難車両の必要台数を算出することが可能となることから、上記（ア）bで述べたとおり、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

ウ 病院・社会福祉施設等における避難先・避難計画等について

別表の番号31、41、42、49、50、56、及び57の文書の不開示部分には、病院・社会福祉施設等における避難先の確保状況及び避難計画の策定状況が記載されていることが認められる。

（ア）公立施設等に係る部分

当該不開示部分については、他の地方公共団体及び独立行政法人が条例第7条第3号の対象から除かれていることから、同号アに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立施設等に係る部分は開示すべきである。

（イ）民間施設等に係る部分

当該不開示部分については、当該施設の自助努力のみでは避難先の確保や避難計画の策定が困難な場合があるところ、仮に避難先の確保や避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作為によるかのような印象を与え、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

エ その他の施設における避難計画の策定状況について

別表の番号43、44、51、52、58及び59の文書の不開示部分には、保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）並びに小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）における避難計画の策定状況が記載されていると認められる。

（ア）公立の施設に係る部分

まず、公立の保育所等に係る不開示部分については、他の地方公共団体が同号の対象から除かれていることから、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、公立の保育所等に係る部分は開示すべきである。

なお、公立の学校については、避難計画の策定状況は開示されている。

(イ) 公立以外の施設に係る部分

当該不開示部分については、施設ごとに定員数や職員数等により作成の難易度が異なり、また、計画そのものも県や市町村と連携し補完されることが前提となっているものであって、当該施設の自助努力のみでは避難計画の策定が困難な場合があるところ、仮に避難計画の策定が完了していない施設がある場合、当該施設の不作為によるかのような印象を与え、当該施設を設置する特定の法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

(ウ) 学校における避難計画の策定状況のうち「UPZ内 小学校一覧」の表の「計画策定の有無」欄の最下段について（別表の番号44、52及び59）

当該不開示部分については、小学校における計画策定数が記載されていると認められる。

上記（イ）のとおり、公立以外の施設における避難計画の策定状況は条例第7条第3号アに該当し不開示とすべきところ、当該不開示部分を開示すると、表内の他の開示部分の記載から、公立以外の小学校における避難計画の策定状況が公になることから、当該不開示部分は条例第7条第3号アに該当すると認められる。

オ 福祉施設における避難先の考え方、調整の状況について

別表の番号61の文書の不開示部分には、特定の社会福祉施設の入所者の避難先施設名及び所在市町村が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、当該情報については、避難先の法人等に対し公表する旨を説明していない旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、避難先の施設の入居者に、避難者の受入に伴うサービスの低下等の不安を与えるほか、入居を検討している者から当該施設の利用が避けられるなど、当該施設を設置する特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

さらに、避難先の施設を運営する法人等が県に対する不信感を覚え、県との信頼関係が損なわれることとなって、避難先の確保が困難となり、福祉施設の避難計画の作成に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イにおいては、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ 施設の設置法人のスケジュール（予定）について

別表の番号24、28、39及び40の文書の不開示部分には、試験研究炉等の施設の稼働予定時期が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の性質を確認させたところ、当該情報は、施設の設置法人から公にしない前提で提供された未公表の情報であるとの回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、まず、当該不開示部分について、実施機関は、条例第7条第3号イに該当するとしているが、当該情報には、同号の対象から除かれている独立行政法人に係る情報が含まれていることから、条例第7条第3号イに該当するものとは認められない。

一方、当該情報を開示すると、施設の設置法人が県に対する不信感を覚え、県との信頼関係が損なわれることとなって、同法人から必要な情報や協力が円滑に得られにくくなり、今後の屋内退避及び避難誘導計画等の策定や改正に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

イ 避難計画の策定期限に係る市町村の発言について

別表の番号2の文書の不開示部分には、避難計画の策定期限に関する特定の自治体の意見が記載されていることが認められる。このうち、左から20文字目から35文字目までについては、担当者の率直な所感が記載されており、これを公にすると、今後、県と市町村の担当者が自由

で率直な意見交換を行うことの大きな妨げとなり、避難計画等に係る率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

一方、左から1文字目から19文字目までの部分については、当該自治体としての避難計画策定の見通しに関する見解であり、これを公にすることにより、県と市町村の担当者が自由に率直な意見交換を行うことの大きな妨げになるとまでは認められない。

そのほか、当該部分については、これを公にすることにより、避難計画等に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、同号に該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、左から1文字目から19文字目までの部分は開示すべきである。

#### ウ 安定ヨウ素剤配布候補場所（案）、緊急時における配布体制及び安定ヨウ素剤緊急配布場所方針（案）について

別表の番号9の文書の不開示部分には、各市町村における安定ヨウ素剤の配布候補場所の案（以下「文書9配布候補場所」という。）、緊急時における配布体制及び安定ヨウ素剤緊急配布場所方針の案（以下「文書9方針案」という。）の情報が記載されているところ、このうち、文書9配布候補場所及び緊急時における配布体制の情報については、これらを開示すると、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ただし、別表の番号13の文書において、安定ヨウ素剤緊急配布場所方針の案（以下「文書13方針案」という。）として、安定ヨウ素剤の配布場所の施設の種類の種類が既に開示されていることから、文書9配布候補場所についても、同様の施設の種類の種類を記載している部分は開示すべきである。

また、文書9方針案の不開示部分には、安定ヨウ素剤の配布場所の類型が記載されていることが認められる。当該文書で開示された表題から、当該部分は安定ヨウ素剤の配布方針案であることは明白であるところ、文書13方針案が既に開示されていることも踏まえれば、文書9方針案における配布場所の類型の情報を公にすることにより、県民等に対して

当該内容が安定ヨウ素剤の緊急配布に係る決定事項であるかのように誤認させるとは認められず、また、県民等に対して実際には配布されない場所を配布場所であるかのように誤認させるとも認められない。

そのほか、文書9方針案については、これを公にすることにより、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、文書9方針案は開示すべきである。

#### エ 安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名等及び保管場所の施設名について

別表の番号13及び20の文書の不開示部分には、各市町村における安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名が、別表の番号23及び55の文書の不開示部分には、各市町村における安定ヨウ素剤の保管場所及び緊急配布場所の施設名等が、別表の番号33及び54の文書の不開示部分のうち「安定ヨウ素剤の緊急配布」の欄には、一時集合所における安定ヨウ素剤の緊急配布に係る情報が、それぞれ記載されている。

なお、安定ヨウ素剤の保管場所に係る情報については、実施機関は、条例第7条第6号に該当するものとして不開示としているが、緊急配布場所に係る情報と同一の文書に記載されている情報であるため、ここで併せて検討する。

##### (ア) 安定ヨウ素剤の緊急配布場所に係る部分

安定ヨウ素剤の緊急配布場所の施設名等及び一時集合所における安定ヨウ素剤の緊急配布に係る情報については、これらを開示すると、安定ヨウ素剤の緊急配布に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

##### (イ) 安定ヨウ素剤の保管場所に係る部分

安定ヨウ素剤の保管場所の施設名については、県及び市町村が薬剤の保管・管理の事務を行うところ、保管場所を公にすることにより、薬剤の盗難やいたずらなどにより、今後の安定ヨウ素剤の保管・管理に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当すると認められる。

#### オ 常陸太田市の避難経路案に係る避難退域時検査場所及び代替道路につ

いて

別表の番号10の文書の不開示部分には、常陸太田市の避難退域時検査場所及び主な幹線道路に対する代替道路に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらを不開示とした理由を確認させたところ、常陸太田市から、同市では避難路を検討中であって、県において当該不開示部分を公開することにより、住民に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、不開示とされたい旨の意見があったため、同市の意見を尊重するとともに、同市との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討する。

(ア) 主な幹線道路に対する代替道路に係る部分

常陸太田市の主な幹線道路に対する代替道路については、同市における検討中の避難路に関する情報であり、これを開示すると、公開を希望しない市町村にとっては、今後、県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 常陸太田市の避難退域時検査場所に係る部分

常陸太田市の避難退域時検査場所について、当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報の公表状況を確認させたところ、処分当時、既に公表されていた情報であるとの回答があった。

そうすると、本件処分において、常陸太田市の避難退域時検査場所を不開示とすべき理由はないから、同部分は開示すべきである。

カ 水戸市の地区ごとの避難先自治体名、常陸太田市の代替経路等及び大洗町の避難所等について

別表の文書番号33及び54の文書の不開示部分には、水戸市の地区ごとの避難先自治体名、常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所（サブ検査場所を含む。）及び代替経路並びに大洗町の避難先の中継所兼避難所及び避難所（以下「大洗町の避難先情報」という。）が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらを不開示とした理由を確認させたところ、水戸市、常陸太田市及び大洗町から、同市町で

検討中の情報であり、県において当該不開示部分を公開することにより、住民に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあるなどとして、不開示とされたい旨の意見があったため、同市町の意見を尊重するとともに、同市町との率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討する。

(ア) 水戸市の地区ごとの避難先自治体名及び大洗町の避難先情報に係る部分

水戸市の地区ごとの避難先自治体名及び大洗町の避難先情報については、同市町における検討中の避難計画に関する情報であり、これらを開示すると、公開を希望しない市町村にとっては、今後、県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所に係る部分

常陸太田市の地区ごとの避難退域時検査場所（サブ検査場所を含む。）については、上記オ（イ）で述べたとおり、処分当時、既に公開されていた情報であるため、開示すべきである。

(ウ) 常陸太田市の代替経路に係る部分

常陸太田市の代替経路については、同市における避難の際に利用が想定される主な幹線道路及びその代替経路が記載されていることが認められる。このうち、主な幹線道路については、別表の番号10の文書において開示されている情報と同様の情報と認められるため、開示すべきである。

キ 民間企業の防護措置（案）について

別表の番号15、16、18及び19の文書の不開示部分には、住民、民間企業、学校及び観光客の区分ごとに、事故の進展に応じて段階的に実施する防護措置に関する情報が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確認させたところ、民間企業の防護措置については、実施機関において検討中の情報である旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特

段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分のうち、民間企業の防護措置に係る部分については、これを開示すると、民間企業の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、民間企業の防護措置に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

一方、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分については、事故の進展に応じて一般的に想定される対応が記載されていることが認められる。そうすると、当該対応を公にすることにより、住民、学校及び観光客の防護措置に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民が誤った防護措置を取るなど不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

そのほか、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分については、これを公にすることにより、広域避難計画に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから、条例第7条第5号には該当しない。

また、当該不開示部分に記載されている情報が、同条に定める他の不開示情報に該当するものとは認められない。

よって、住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分は、開示すべきである。

ク 原子力災害時における市町村の活動内容及び必要要員数（見込み）について

別表の番号26、34及び48の文書の不開示部分には、原子力災害時に市町村の職員が行う活動内容、活動区域及び主な活動時期並びに各市町村の必要要員数に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確認させたところ、活動内容等は、県がたたき台として作成し、今後、市町村と協議・検討していく中で追加・修正を行っていく予定のものであり、また、各市町村の必要要員数に係る情報は、各市町村から試算段階のもの提供を受けたものであり、いずれも検討段階のものを含む未成熟な情報であるほか、これらの情報は、避難計画の実効性に関する論点の1つとして注目されている旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部

分については、これを開示すると、広域避難計画に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、県民の不安や批判等につながることをおそれて、今後、市町村から県への情報提供の妨げとなり、広域避難計画の策定に向けた率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当すると認められる。

ケ 県広域避難計画の改定の内容、理由及び新旧対照表について

別表の番号46の文書の不開示部分には、県の広域避難計画の改定内容及び理由に係る情報が記載されている。改定案の内容及び理由は、公表済みの避難退域時検査場所に関する記載や、原子力災害対策指針や原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルなどの国の資料にならった記載であり、本件処分の時点では、既に公開されていた情報と同様であると認められることから、開示すべきである。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号においては、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、同号アないしオに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが、不開示情報とされている。

また、同号アないしオについては、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが容易に想定される事務又は事業と、当該事務又は事業ごとの典型的な支障が例示されているものと解されているとともに、同号アないしオに掲げる事務又は事業以外の事務又は事業であっても、その性質上、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号により不開示情報となり、同号アないしオに掲げる事務又は事業にあっても、それぞれに掲げる支障以外の支障を及ぼすおそれがある場合には、同号により不開示情報となるものと解されている。

イ 避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順について

別表の番号12の文書の不開示部分のうち、1ページから5ページには、原子力災害時に広域的な避難を要する場合における避難住民等の輸送バスの要請及び配車手順に係る情報が、7ページには、県内の市町村社会福祉協議会において保有する福祉車両の台数等に係る情報が、それぞれ記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、これらの情報の性質を確認させたところ、実施機関において検討中あるいは実施機関と関係者の

間で協議中の情報であるほか、これらの情報は、避難計画の実効性に関する論点の1つとして注目されている旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、今後、実施機関と関係者間における合意形成が困難となり、実施機関と関係者間の信頼関係が失われ、今後の協議、交渉に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

また、当該不開示部分については、これを開示すると、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る不確定の情報が公になることにより、記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、また、県民の不安や批判等につながることをおそれて、今後、関係者から県への情報提供の妨げとなり、原子力災害時の避難住民等の移動手段に係る率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、同条第5号にも該当すると認められる。

#### ウ 安定ヨウ素剤の服用準備に関する調査結果について

別表の番号37の文書の不開示部分には、茨城県が実施した安定ヨウ素剤の服用準備等に関する調査の結果のうち、〇〇〇の回答に係る情報が記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し、当該情報を不開示とした理由を確認させたところ、回答元へ意見照会を行った結果、〇〇〇から、安定ヨウ素剤の服用準備に関する検討状況が含まれており、公開することにより、〇民及び関係者に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、当該事務事業の意思形成に支障が生ずると明らかに認められるため、不開示とされたい旨の回答があったことから、同〇の意見を尊重するとともに、〇〇〇及び同〇内市町村の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると判断した旨の回答があった。

上記の回答に不合理な点は認められず、上記の回答を覆すに足りる特段の事情も認められないため、これを前提に検討すると、当該不開示部分については、これを開示すると、〇〇〇民及び関係者に記載内容が確定事項であるかのような無用の誤解を与え、同〇の安定ヨウ素剤の服用準備等に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、他の地方公共団体から任意に提供された情報をその意に反して開示することとなれば、今後、茨城県からの照会や調査への協力が得られなくなり、安定ヨウ素剤の服用準備等の検討や事業の遂行に支障を生じ

るおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

(5) 条例第9条該当性について

条例第9条においては、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができることとされている。

この規定については、条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が記録されている場合であっても、行政文書を開示しないことにより保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的な判断により、当該行政文書を開示できるとする趣旨の規定であると解されている。

この点について、実施機関が同条の規定により本件審査請求対象文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるかどうかについて検討すると、審査請求人の上記第3の2(3)の主張を考慮してもなお、本件審査請求対象文書を開示することに本件審査請求対象文書を開示しないことにより保護される権利利益を上回る公益上特別の必要性があるとまでは認められず、実施機関が同条の規定により本件審査請求対象文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるとはいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、本件処分に係る上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
令和5年	12月	6日	諮問受理
令和7年	6月	17日	審査（令和7年度第3回審査会第一部会）
令和7年	7月	22日	審査（令和7年度第4回審査会第一部会）
令和7年	8月	25日	審査（令和7年度第5回審査会第一部会）
令和7年	9月	18日	審査（令和7年度第6回審査会第一部会）
令和7年	10月	21日	審査（令和7年度第7回審査会第一部会）
令和7年	11月	18日	審査（令和7年度第8回審査会第一部会）

別表 本件処分における部分開示対象文書

※本件審査請求において審査請求人が開示を求めている文書以外の文書については、「開示相当部分」の欄を斜線としている。

文書番号	行政文書の名称	実施機関が開示とした部分	不開示とした理由	開示相当部分
1	原子力災害に係る市町村避難計画に係る勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
2	平成27年度第2回市町村勉強会（議事メモ）	市町村発言の一部	・ 条例第7条第5号 県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、避難計画等に係る率直な意見の交換が不当に損なわれ、今後の意見交換における出席者からの自由かつ積極的な発言に支障が出るおそれがあるため。	・ 左から1文字目から19文字目までの部分
3	距離別病院・社会福祉施設の状況	・ 0～5km、医療機関及び社会福祉施設の数値 ・ 各施設毎の数値	・ 条例第7条第3号ア 法人の運営や保有資産等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
4	平成30年度原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
5	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称等に係る記載	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
6	平成30年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
7	PAZ及びUPZの概ね10km圏内にある有料老人ホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無	・ 条例第7条第3号ア 法人の運営や保有資産等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
8	PAZ及びUPZの概ね10km圏内にあるグループホームの一覧	各施設の情報及び補助要件該当の有無	・ 条例第7条第3号ア 法人の運営や保有資産等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	

9	3 (2) 安定ヨウ素剤の緊急配布について	緊急配布場所 (案)、配付体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定ヨウ素剤緊急配布候補場所 (案) のうち文書番号13で開示されている施設の種類の部分</li> <li>・ 安定ヨウ素剤緊急配布場所方針 (案)</li> </ul>
10	避難経路案 (県広域避難計画改正用)	【常陸太田市】 避難退域時検査場所、代替道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 避難計画等に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、現在避難先を調整中であることから、避難経路が不確定の状況であり、実際とは異なる避難経路を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常陸太田市の避難退域時検査場所</li> </ul>
11	平成30年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	
12	避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書	表題、項目、「【参考】 県内の原子力関係施設」並びに県内の社会福祉協議会が保有する福祉車両台数の調べの表題、項目名及び合計値を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号 県が関係者と協議、交渉し策定を進めている避難住民等の緊急輸送バスの要請及び配車に係る手順書の事務に関する情報であって、公にすることにより、その内容が他の者に知られることになるため、今後の協議、交渉に支障を及ぼす可能性があるなど、当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	なし
13	安定ヨウ素剤緊急配布場所方針 (案)	緊急配付場所 (案) の施設名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	なし
14	平成30年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	
15	民間企業の防護措置 (案1)	表題、枠組み、参考を除く箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 民間企業の防護措置に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない不確定な情報を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分</li> </ul>

16	民間企業の防護措置（案2）	表題、枠組み、参考を除く箇所	・ 条例第7条第5号 民間企業の防護措置に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない不確定な情報を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
17	令和元年度第1回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
18	民間企業の防護措置（案1）	表題、枠組み、参考を除く箇所	・ 条例第7条第5号 民間企業の防護措置に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない不確定な情報を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
19	民間企業の防護措置（案2）	表題、枠組み、参考を除く箇所	・ 条例第7条第5号 民間企業の防護措置に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない不確定な情報を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	・ 住民、学校及び観光客の防護措置に係る部分
20	安定ヨウ素剤の緊急配布場所（案）	緊急配布場所案の施設名	・ 条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	なし
21	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称に係る記載	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
22	令和元年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	

23	安定ヨウ素剤の保管場所・緊急配布場所	保管場所及び緊急配布場所案	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県情報公開条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> <li>茨城県情報公開条例第7条第6号 県及び市町村が行う安定ヨウ素剤の保管事務に関する情報であって、公にすることにより、保管場所が具体的に想定されることになるため、保管場所の安全確保に支障が生じる可能性があるなど、当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	なし
24	試験研究炉等「屋内退避及び避難誘導計画」策定までの調整事項（案）について	スケジュール（予定）に係る記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第3号イ 法人の事業スケジュールに関する情報であって、県等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、通例として公にしないこととされているなど、条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であると認められるものであるため。</li> </ul>	なし
25	令和元年度第3回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	
26	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第5号 原子力災害時の必要要員数に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない数値を正式な数値として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	なし
27	バス等配車オペレーションシステムの開発状況について 12月24日	URL、ID及びパスワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第6号 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、システムのURL、IDやPWが他の者に知られることになるため、今後の操作訓練の実施に支障を及ぼす可能性があるなど、当該事業の性質上、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
28	策定までのスケジュール（案）	第4四半期のスケジュールに係る記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第3号イ 法人の事業スケジュールに関する情報であって、県等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、通例として公にしないこととされているなど、条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であると認められるものであるため。</li> </ul>	なし
29	令和元年度第4回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	

30	バス等配車オペレーションシステムについて 3月19日	本番、訓練環境 URL	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号該 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、システムの URL が他の者に知られることになるため、今後の操作訓練の実施に支障を及ぼす可能性があるなど、当該事業の性質上、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	
31	バス・福祉車両の台数推計/病院・社会福祉施設の計画策定状況	病院・社会福祉施設毎の数値、避難先の確保及び避難計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号ア 法人の運営や避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立施設等に係る部分</li> </ul>
32	令和2年度第1回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	
33	市町村の地区毎の避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先市町村名 【大洗町】中継所兼避難所・避難所(1)(2)(3) 【常陸太田市】避難退域時検査場所（サブ検査場所）及び代替経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県情報公開条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> <li>・ 茨城県情報公開条例第7条第5号 避難計画等に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、現在避難先を調整中であることから、避難経路が不確定の状況であり、実際とは異なる避難経路を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常陸太田市の避難退域時検査場所及び主な幹線道路</li> </ul>
34	地域防災（地域の皆さまの避難行動等）に対する当社の考えと取り組み状況について	原子力災害時における必要要員数（見込み）の表題を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第5号 原子力災害時の必要要員数に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない数値を正式な数値として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。</li> </ul>	なし
35	令和2年度第2回原子力災害に係る広域避難計画勉強会 出席者名簿	一部の出席者の職氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。</li> </ul>	
36	避難退域時検査場所一覧 等	内閣府担当者のメールアドレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第6号 内閣府が行う避難退域時検査等の資機材整備事業に関する情報であって、公にすることにより、事業担当者のメールアドレスが他の者に知られることになるため、今後の内閣府の適正な事業執行に支障を及ぼす可能性があるなど、当該事業の性質上、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</li> </ul>	

37	「安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）」に関する調査結果について	調査結果のうち、〇〇〇の回答に係る記載	・ 条例第7条第6号 〇〇〇及び同〇内市町村に係る安定ヨウ素剤の準備事務に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、当該事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
38	「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドライン（案）	病院・社会福祉施設の入所者数等の記載の一部	・ 条例第7条第3号ア 法人の運営に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	
39	市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	1～3月のスケジュールに係る記載	・ 条例第7条第3号イ 法人の事業スケジュールに関する情報であって、県等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、通例として公にしないこととされているなど、条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であると認められるものであるため。	なし
40	【令和2年度】市町村「屋内退避及び避難誘導計画」策定スケジュール	2月、3月のスケジュールに係る記載	・ 条例第7条第3号イ 法人の事業スケジュールに関する情報であって、県等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであり、通例として公にしないこととされているなど、条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であると認められるものであるため。	なし
41	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（東海地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立施設等に係る部分
42	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（大洗地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし
43	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立の保育所等に係る部分

4 4	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし
4 5	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
4 6	県広域避難計画改定の概要	改定の内容、理由及び新旧対照表の一部	・ 条例第7条第5号 広域避難計画の改定に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、実際には改定されていない内容を正式な改定内容として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	・ 全部開示
4 7	バス等配車オペレーションシステム操作訓練実施要項	訓練環境のURL	・ 条例第7条第6号 県が行うバス等配車オペレーションシステム事業に関する情報であって、公にすることにより、システムの訓練環境用URLが他の者に知られることになるため、今後の操作訓練の実施に支障を及ぼす可能性があるなど、当該事業の性質上、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
4 8	原子力災害時における必要要員数（見込み）について	表題を除く全て	・ 条例第7条第5号 原子力災害時の必要要員数に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない数値を正式な数値として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	なし
4 9	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（東海地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立施設等に係る部分
5 0	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧（大洗地区）	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし
5 1	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立の保育所等に係る部分

5 2	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし
5 3	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
5 4	市町村の地区ごとの避難者数、一時集合所、検査場所、避難先整理票	安定ヨウ素剤の緊急配付の欄及び以下の記載 【水戸市】避難先自治体名 【大洗町】中継所兼避難所・避難所(1)(2)(3) 【常陸太田市】避難退域時検査場所(サブ検査場所)及び代替経路	・ 茨城県情報公開条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。 ・ 茨城県情報公開条例第7条第5号 避難計画等に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、一部市町村において、現在避難先を調整中であることから、避難経路が不確定の状況であり、実際とは異なる避難経路を正式なものと認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	・ 常陸太田市の避難退域時検査場所及び主な幹線道路
5 5	安定ヨウ素剤の緊急配布場所	表題を除く全て	・ 条例第7条第5号 安定ヨウ素剤の緊急配布に係る県又は県と市町村の内部及び相互間における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、協議前の精査されていない配布場所を正式な配布場所として認識されてしまう可能性があるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせ、市町村における今後の円滑な避難体制構築に支障があるため。	なし
5 6	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(東海地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立施設等に係る部分
5 7	試験研究炉等の病院・社会福祉施設における「避難先の確保」及び「避難計画の策定」状況一覧(大洗地区)	避難先の確保及び避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし

58	試験研究炉等の保育所・幼稚園等における「避難計画の策定」状況一覧	避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	・ 公立の保育所等に係る部分
59	試験研究炉等の小・中・高校における「避難計画の策定」状況一覧	私立学校の避難計画の策定状況	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし
60	出席者名簿	一部の出席者の職名及び氏名	・ 条例第7条第1号 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないため。	
61	病院入院者・社会福祉施設入所者の避難計画に係る状況	個別の施設名称等に係る記載	・ 条例第7条第3号ア 法人の避難計画の策定等に関する情報であって、公にすることにより、一般に公にされていない法人情報が他の者に知られることになるため、同業他社との公正な競争関係が脅かされるなど、当該法人の事業活動に係る競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	なし